

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 21 日

直方市長 大塚進弘

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間当たり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,560	高級船員	3,310
普通作業員	2,190	普通船員	2,580
軽作業員	1,490	潜水士	4,110
造園工	2,220	潜水連絡員	2,700
法面工	2,710	潜水送気員	2,790
とび工	2,700	軌道工	3,280
石工	2,900	型わく工	2,580
ブロック工	2,650	大工	2,560
電工	2,410	左官	2,600
鉄筋工	2,620	配管工	2,280
鉄骨工	2,380	はつり工	2,770
塗装工	2,690	防水工	2,650
溶接工	2,790	板金工	2,540
運転手（特殊）	2,480	タイル工	2,950
運転手（一般）	2,240	サッシ工	3,220
潜かん工	3,690	内装工	2,710
潜かん世話役	4,570	ガラス工	2,670
さく岩工	3,420	建具工	2,350
トンネル特殊工	4,040	ダクト工	2,330
トンネル作業員	2,850	保温工	2,380
トンネル世話役	4,340	建築ブロック工	2,490
橋りょう特殊工	3,170	設備機械工	2,680
橋りょう塗装工	3,220	交通誘導警備員 A	1,570
橋りょう世話役	3,790	交通誘導警備員 B	1,410
土木一般世話役	2,900	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間当たり）】

労務報酬下限額	1,024
---------	-------